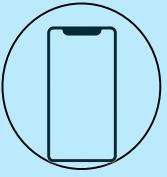


廿日市市特定業務等従事任期付職員採用試験 (兼育児休業等代替任期付職員登録試験) 受験案内 【行政事務・保健師・保育士】

申込方法



パソコン、スマートフォンから申込！

採用試験受験申込はこちらから



試験回次	受付期間	試験日(予定)	合格発表日(予定)	採用予定年月日
第1回	令和5年6月16日(金)～ 令和5年6月30日(金)	令和5年 7月22日(土)	令和5年 7月28日(金)	令和5年 9月1日(金)
第2回	令和5年7月1日(土)～ 令和5年7月31日(月)	令和5年 8月26日(土)	令和5年 9月1日(金)	令和5年 10月1日(日)
第3回	令和5年8月1日(火)～ 令和5年8月31日(木)	令和5年 9月17日(日)	令和5年 9月27日(水)	令和5年 11月1日(水)
第4回	令和5年9月1日(金)～ 令和5年9月30日(土)	令和5年 10月22日(日)	令和5年 10月27日(金)	令和5年 12月1日(金)
第5回	令和5年10月1日(日)～ 令和5年10月31日(火)	令和5年 11月26日(日)	令和5年 12月1日(金)	令和6年 1月1日(月)

※ 採用予定年月日については、特定業務等従事任期付職員として採用された場合のみ該当します。

※ 採用（登録）状況によって、申込受付を停止する場合があります。

※ 試験開始時間及び試験会場（廿日市市内）については、各試験回次の受付期間終了後、各試験回次の申込者全員に採用管理システムにてご案内します。

※ 受験申込は、インターネットによる申込のみとし、上記QRコードからのアクセスのほか、廿日市市ホームページからも申込可能です。

「特定業務等従事任期付職員」とは、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事していただく任期付職員です。合格者の任用期間は、原則として上表の採用予定年月日から令和8年3月31日までです。ただし、離職等の事情により上表の採用予定年月日からの勤務が困難な場合は、相談に応じさせていただきます。

「育児休業等代替任期付職員」とは、任期の定めのない常勤職員から育児休業の請求や配偶者同行休業の申請があった場合、その期間を限度に任期を定めて採用する職員です。勤務条件（勤務時間・休暇等）については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

合格者は、登録試験合格者名簿に登録され、育児休業の請求や配偶者同行休業の申請があった場合に、名簿の中から選考により採用します。また、任期については、職員の育児休業請求期間又は配偶者同行休業申請期間に応じて採用時に決定されることとなります。なお、職員の育児休業期間又は配偶者同行休業期間が更新された場合、任期についても更新となる場合があります。

本試験は、「特定業務等従事任期付職員採用試験」及び「育児休業等代替任期付職員登録試験」を兼ねています。「特定業務等従事任期付職員採用試験」の合格者を決定後、併願希望者について「育児休業等代替任期付職員」の選考を行います。

1 試験区分・採用(登録)予定人数等

職種	区分	採用(登録) 予定人数	職務概要
行政事務	特定業務等従事任期付職員	2人程度 (採用)	市長事務部局等における所管事業に関する企画・立案業務などの一般行政事務に従事します。
	育児休業等代替任期付職員	5人程度 (登録)	
保健師	特定業務等従事任期付職員	2人程度 (採用)	市長事務部局等における母子、高齢者、障がいのある人等の保健福祉に関する相談・支援のほか、専門性を生かした地域活動を通じて、市民の健康づくりをサポートする業務に従事します。
	育児休業等代替任期付職員	2人程度 (登録)	
保育士	特定業務等従事任期付職員	5人程度 (採用)	保育園等における乳幼児の保育業務に従事します。
	育児休業等代替任期付職員	5人程度 (登録)	

※ 採用(登録)予定人数については、変更する場合があります。

なお、採用(登録)予定人数は、各試験回次における人数ではなく、本試験全体における人数です。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの全ての要件に該当する人が受験できます。

(1) 次の資格要件に該当する人

区分	受験資格
行政事務	昭和38年4月2日以降に生まれた人 (令和5年4月1日現在で60歳以下の人)
保健師	昭和38年4月2日以降に生まれた人で、 保健師の資格を有する人 (令和5年4月1日現在で60歳以下の人)
保育士	昭和38年4月2日以降に生まれた人で、 保育士資格を有する人 (令和5年4月1日現在で60歳以下の人)

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(3) 地方公務員法第16条（昭和25年法律第261号）に定められている次のアからウまでのいずれにも該当しない人

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの

人

イ 廿日市市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した人

※ 各試験回次の受付期間終了年月日時点で、廿日市市の任期付職員として、各試験回次の採用予定年月日以降の日付まで任用されている人は受験できません。

3 試験の日時・会場・合格発表

試験予定日については、1ページをご参照ください。なお、記載内容は予定であり、変更する場合があります。試験開始時間及び試験会場（廿日市市内）については、各試験回次の受付期間終了後、各試験回次の申込者全員に採用管理システムにてご案内しますので、必ず確認してください。

合格発表は、合格者の受験番号を午後2時から市役所掲示場に掲示するほか、市ホームページに掲載するとともに、受験者全員に結果を採用管理システムにて通知します。（電話での合否の問合せは受け付けません。）

4 試験科目

試験区分	試験科目	問題形式	試験時間	試験内容
行政事務	事務能力検査	択一式	40分	職場における事務能力についての検査
全区分	小作文	記述式	40分	文章による考え方や感じたことの記述
全区分	職場適応性検査	択一式	15分	職場における適応性についての検査
全区分	個別面接			主として協調性、積極性及び識見等についての面接

5 受験上の注意事項

(1) 受験票及び身体検査書を、試験当日持参してください。

身体検査書は、健康状態に職務遂行上支障がないことの確認をするため、提出していただきます。所定の「身体検査書」に、試験職種、氏名等の必要事項を記入の上、最寄りの病院又は広島市が設置する各区の保健センターで受診してください。なお、受診される病院については、公立又は私立の指定はありませんが、身体検査書にあるすべての項目の検査が必要です。

※ 受験票は「マイページ」、身体検査書は「市ホームページ」からダウンロード・印刷してください。

※ 受診から検査書交付まで日数がかかる場合がありますので、早めに受診してください。

※ 検査に要する費用は、すべて受験者本人の負担とします。

※ 写真は、申込書および受験票に添付する写真と異なるもので構いません。

※ 令和4年10月1日以降に勤務先等で受診した定期健康診断（または人間ドック）の受診結果（原本）を「身体検査書」に替えて提出することもできます。

※ 受験番号は、受験票に記載していますので受験票のダウンロード開始後、身体検査書に記入してください。

(2) 試験会場及び近隣施設への駐車等は厳禁とし、駐車していることが判明した場合は受験を認めません。

(3) 試験当日は、昼食が必要になる場合があります。必要に応じ、各自で用意してください（ごみは持ち帰っていただきます。）。

(4) 試験会場は、全面禁煙です。

(5) 試験会場において補助具など配慮を必要とする場合は、申込みの際に必ず連絡してください。

(6) 受験資格がないことや申込内容が正しくないことが判明した場合は採用される資格を失うことがあります。

6 育児休業等代替任期付職員登録試験について

(1) 「特定業務等従事任期付職員採用試験」の不合格者のうち、併願希望者について「育児休業等代

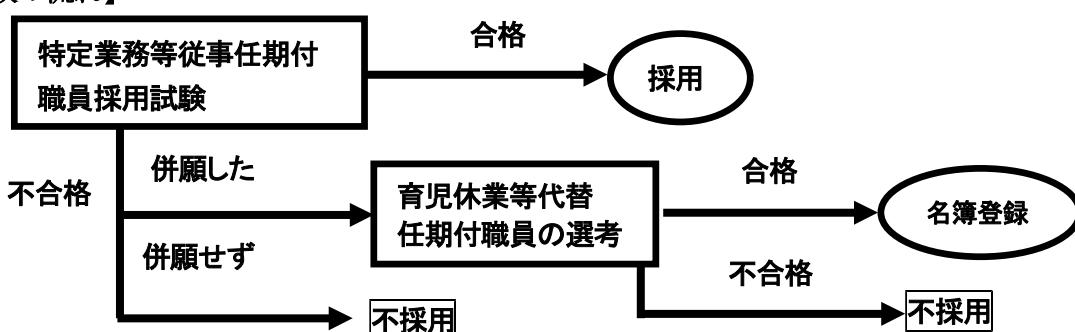
替任期付職員」の選考を行います。合格者は、登録試験合格者名簿に登録され、育児休業の請求や配偶者同行休業の申請があった場合に、名簿の中から選考により採用されます。

※ 登録試験合格者名簿の登載期間は、合格発表の日から令和8年3月31日までです。登録予定者数については、若干変更になる場合があります。また、職員の育児休業の請求や配偶者同行休業申請状況によっては、登録試験合格者名簿に登録されても採用されない場合があります。

※ 登録期間中は、育児休業等が発生するまで、原則待機となりますが、他のアルバイト等をしたからといって、登録を抹消することはありません。

(2) 育児休業等代替任期付職員の任期は概ね1年以上3年未満で、職員の育児休業請求期間や配偶者同行休業申請期間に応じて採用時に決定されます。なお、職員の休業期間に更新があった場合は、任期が更新されることがあります。

【試験の流れ】



※併願の有無は、特定業務等従事任期付職員採用試験の結果には一切反映されません。

7 申込方法について

受験の申込は、廿日市市ホームページ又は1ページに掲載しているQRコードからアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

※ 申込にあたっては、廿日市市ホームページ上の「インターネットによる受験申込方法」を必ず参照してください。

※ 原則、郵送や持参による申込は受付できません。

8 勤務条件等について

(1) 特定業務等従事任期付職員及び育児休業等代替任期付職員は、任用期間が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については、任期の定めのない常勤職員と同様の扱いとなります。ただし、育児休業等代替任期付職員は、育児休業を請求することはできません。

(2) 給料、手当など

ア 地域手当を含めた初任給（令和5年4月1日現在）は、おおむね次の例のとおりですが、各人の民間企業等における職務経験年数、職務内容等に応じてこの額は変わります。例と同じ年齢、経験年数であっても、職務内容等によって同じ金額になるとは限らず、初任給の額を保証するものではありませんので御了承ください。また、給料額の改定により初任給は変更となる場合があります。

(例)22歳で大学を卒業後、民間企業で正社員として在職した場合

採用時の年齢	民間企業での在職年数	初任給
40歳	18年	243,000円

なお、各学校新卒者の地域手当を含めた初任給（令和5年4月1日現在）は次のとおりです。
大学新卒者（約197,000円） 短大新卒者（約180,000円） 高校新卒者（約169,000円）

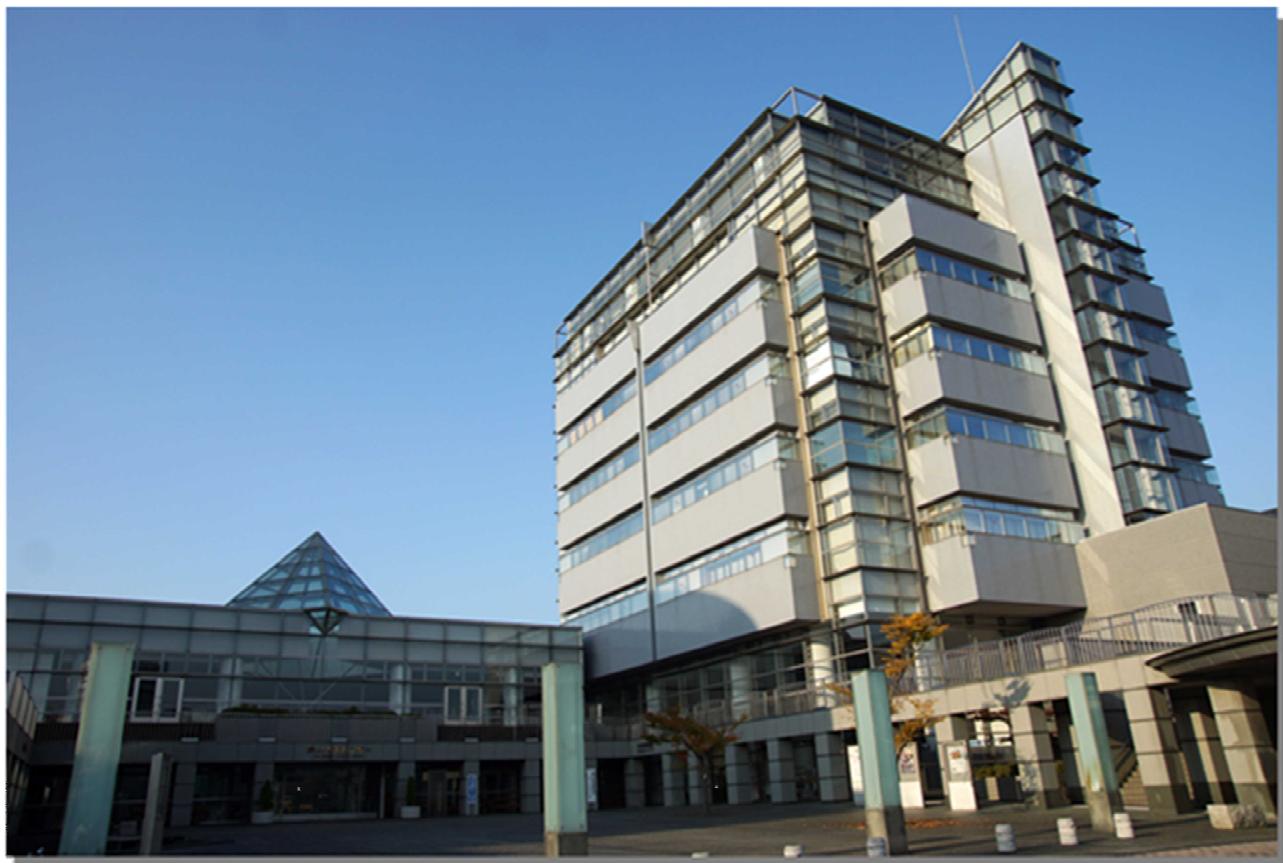
イ ア以外に諸手当として通勤手当、扶養手当、住居手当（市内居住者への加算あり）、期末・勤勉手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

9 個人情報の取扱い

採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。また、受験に際して提出された書類は返却しません。

10 その他

- (1) この試験は、廿日市市の機関に勤務する特定業務等従事任期付職員及び育児休業等代替任期付職員の採用（登録）試験であって、国家公務員、都道府県及び他の市町村に勤務する地方公務員の採用試験ではありませんので注意してください。また、特定業務等従事任期付職員及び育児休業等代替任期付職員への採用（登録）は、廿日市市職員（任期の定めのない常勤職員）の採用の際に優先されるものではありません。
- (2) 自然災害等により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰り下げを実施する場合は、廿日市市職員採用試験ホームページでお知らせします。



問合せ先（土曜日・日曜日及び祝日を除く）

廿日市市総務部人事課 人事・人材育成係

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号(廿日市市役所2階)
電話(0829)30-9104 (ダイヤルイン) FAX(0829)32-1059

廿日市市
ホームページ

